

【藤沢市周辺の主な年間イベント予定（2019年6月～2019年8月）】

イベント名	開催予定日	開催場所
第2回 春のワン祭り 2019	6月8日(土)	秋葉台公園 秋葉台文化体育館
第20回遠藤あじさいまつり	6月16日(日)	花とせせらぎの道(小出川)
第71回鎌倉花火大会	7月10日(水)	由比ガ浜海岸・材木座海岸
江の島天王祭「神輿海上渡御」	7月14日(日)	八坂神社～小動神社
白旗神社例祭 白旗まつり	7月15日(月・祝)～21日(日)	白旗神社
浜降祭 2019	7月15日(月・祝)	茅ヶ崎西浜海岸
藤沢宿 遊行の盆	7月26日(金)～28日(日)	藤沢駅周辺・遊行寺境内
鶴沼皇大神宮 人形山車	8月17日(土)	皇大神宮

※開催場所・開催日は変更または中止となる場合があります。

架空請求かも？ 騙されないでください！

突然の通知にドキン！

- ・最終告知！至急支払ってください
- ・未納金があります
- ・訴状が提出されました
- ・裁判になります
- ・ご相談は下記に電話してください

ちょっと待って！
慌てないで！



それ、詐欺
かもしれません！

「？」の時はまず消費者ホットライン
局番なしの**188（いやや！）**
でご相談ください

「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、覚えがない」、「利用した覚えがない架空の請求を受けているが、どうしたらよいか」という相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。架空請求の請求手段は、ハガキ、封書、SMS（ショートメッセージサービス）など様々です。

法的措置を採るなどと記載をしたり、実在の事業者名をかたって本物と思わせたりして、消費者の不安をあおるケースも見られます。連絡してしまうと個人情報知られ、その情報を基にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡しないようにしましょう。

覚えのない請求がきたら、おかしいと思ったら、メールやハガキに記載の電話番号に連絡をする前に、

「消費者ホットライン（局番なしの188）」で確認しよう！

【参考：消費者庁ホームページ「架空請求にご注意ください！」】



消費者庁のホームページ「架空請求」の記事はこのQRコードから。

又は、インターネットで「消費者庁」と「架空請求」で検索《架空請求に関する注意喚起チラシ》も、掲載されています。

地域で楽しくシニアになる
いきいきシニアライフ

でも特集しています。

「いきいきシニアライフ」で検索



発行 藤沢市地域包括ケアシステム推進室
TEL：0466-50-3571（直通）
認定 NPO 法人湘南ふじさわシニアネット
TEL：0466-52-5577